

(別紙5)

山形県における効果的な捕獲に係る市町村連携評価報告（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	イノシシ
実施時期	令和5年11月～令和6年3月
連携市町村名	(1) 東南村山地域（山形市、天童市） (2) 最上地域（最上町、舟形町）

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の状況及び課題等

<p>(1) 東南村山地域は、当事業において令和5年度は目標頭数を大きく上回る実績となった。県内全体のイノシシによる農作物被害は令和3年度から減少傾向にあるものの、当地域は他地域と比較してイノシシの生息密度が高く、今後も被害が拡大していく恐れがあるため、当事業により捕獲を強化する必要がある。</p> <p>(2) 最上地域は、令和2年度頃からイノシシによる農作物被害が増加してきていたが、当事業により捕獲圧をかけてきたことで、直近では農作物被害が減少傾向に転じている。引き続き、侵入初期段階の今だからこそ、県、関係市町村等が連携して、捕獲圧を集中的にかける必要がある。</p>

3 連携体制

協議会の名称及び設立年月（予定）	構成機関の名称	役割分担
(1) 東南村山地域指定管理鳥獣対策協議会 令和4年8月	・山形市、天童市 ・山形県猟友会山形支部、天童支部 ・山形県村山総合支庁関係課	市町村：猟友会等地元との調整 猟友会：捕獲の担い手 県：事務局
(2) 最上地域（最上町、舟形町）指定管理鳥獣対策協議会 令和3年8月	・最上町、舟形町 ・山形県猟友会最上支部、最上町分会、舟形町分会 ・山形県最上総合支庁関係課	

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の具体的な取組内容

市町村と情報共有（目撃情報、捕獲情報、捕獲実施状況）し、捕獲が必要な地域で効率的に捕獲できるよう調整・連携する。市町村による各地区の被害状況報告を基に、県が捕獲の実施計画を策定する。また、各市町村の有害捕獲事業と組み合わせることで切れ目のない捕獲を行う。

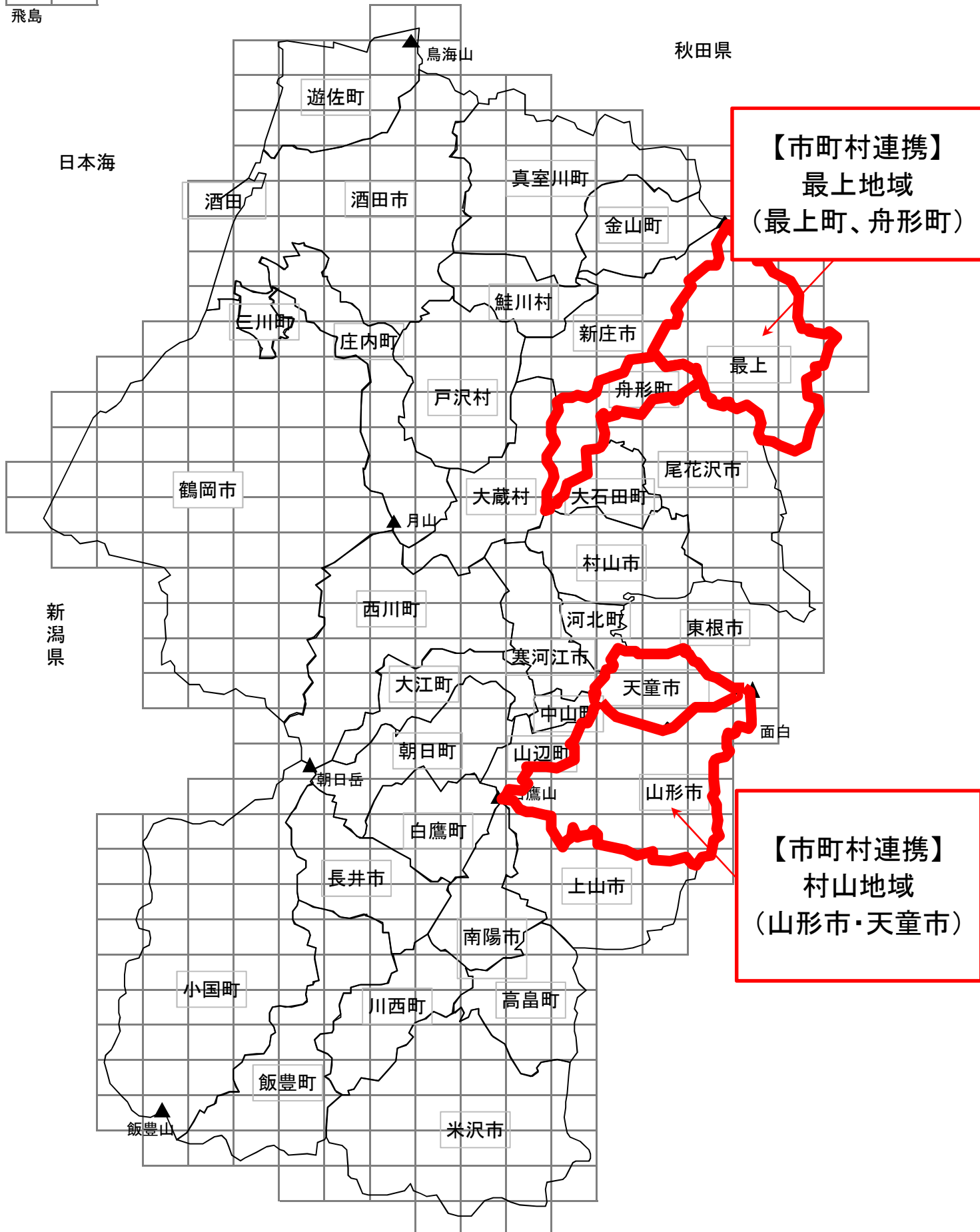
注1：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の取組を具体的に記入すること。

5 その他

有害捕獲は10月まで実施し、11月以降は指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、実施期間により棲み分けを行う。

注：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

令和5年度山形県指定管理鳥獣捕獲等事業 位置図



東南村山地域指定管理鳥獣対策協議会規約

令和4年8月22日制定

(名 称)

第1条 この協議会は、東南村山地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 イノシシ等指定管理鳥獣の捕獲数が増加している東南村山地域において、関係機関が連携し効果的な捕獲を実施するとともに周辺地域への拡大を防ぐことを目的とする。

(所管事務)

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- (2) 効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- (3) 捕獲効果の検証・評価
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の見直しに関する助言
- (5) その他協議会が定める業務

(協議会会員)

第4条 協議会の会員は別紙表に掲げる者をもって組織する。

(運 営)

第5条 協議会には会長を置く。会長は村山総合支庁保健福祉環境部長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置くことができる。

(事 務 局)

第6条 協議会は、事務局を村山総合支庁保健福祉環境部環境課に置く。

(細 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年8月22日から施行する。

別紙

	団体名	会 員	備考
1	村山総合支庁	保健福祉環境部長	会長
2	山形県猟友会山形支部	支部長	
3	山形県猟友会天童支部	支部長	
4	山形市	環境課長	
5	山形市	農村整備課長	
6	天童市	農林課長	
7	村山総合支庁	農業振興課長	
8	村山総合支庁	環境課長	

最上地域（最上町、舟形町）指定管理鳥獣対策協議会規約

令和3年8月24日制定

（名 称）

第1条 この協議会は、最上地域（最上町、舟形町）指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 イノシシ等指定管理鳥獣の捕獲数が増加している最上地域（最上町、舟形町）において、関係機関が連携し効果的な捕獲を実施するとともに周辺地域への拡大を防ぐことを目的とする。

（所管事務）

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- （2）効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- （3）捕獲効果の検証・評価
- （4）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の見直しに関する助言
- （5）その他協議会が定める業務

（協議会会員）

第4条 協議会の会員は別紙表に掲げる者をもって組織する。

（運 営）

第5条 協議会には会長を置く。会長は山形県最上総合支庁保健福祉環境部長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置く。

（事 務 局）

第6条 協議会は、事務局を山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課に置く。

（そ の 他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別 紙

	団体名	会 員	備考
1	山形県最上総合支庁	保健福祉環境部長	会長
2	山形県猟友会最上支部	支部長	
3	山形県猟友会最上支部	最上町分会長	
4	山形県猟友会最上支部	舟形町分会長	
5	最上町	農林振興課長	
6	舟形町	農業振興課長	
7	山形県最上総合支庁	農業振興課長	
8	山形県最上総合支庁	環境課長	